

2024年5月13日

「サステナビリティ経営支援サービス」の取り組みについて ～有限会社トーモーロジスティックのサステナビリティ経営方針の策定等をサポート～

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、有限会社トーモーロジスティック（代表取締役社長 遠坂 憲彦）に対して、サステナビリティ経営の実現に向けた取り組みをサポートしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件は、当行が企業のサステナビリティ活動をレポートし、サステナビリティ経営方針とガイドラインの作成を支援する「サステナビリティ経営支援サービス※」により取り組んだものです。

当行は、地域金融機関として、地域の事業者の皆さまのサステナビリティ経営の促進と企業価値向上への貢献を通じ、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

※関連資料

2023年4月7日 ニュースリリース

[「サステナビリティ経営支援サービス」の取り扱い開始について～SDGs関連サービスの高度化に伴う改定～](#)

記

1. 対象企業の概要

項目	内容
企業名	有限会社トーモーロジスティック（代表取締役社長 遠坂 憲彦）
住所	群馬県太田市大原町 536-18
業種	物流サービス業
特徴等	平成7年9月法人設立。群馬県を中心に岐阜県、大阪府にも営業所を有し、幅広い地域に物流サービスを提供している。「信用は最大の財産」の精神のもと、パートナー企業とともに「迅速・安全・安心」な物流サービスを提供することで、持続可能な社会の実現に貢献している。

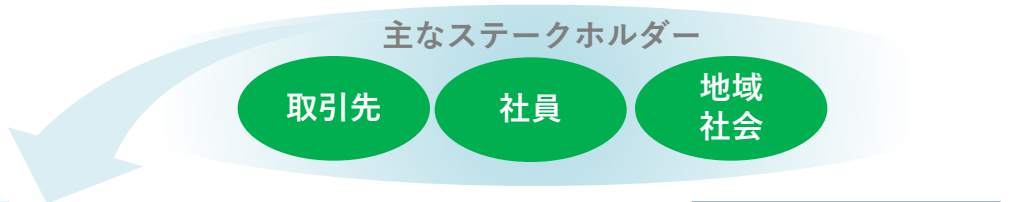
2. 策定したサステナビリティ経営方針およびガイドラインについて

添付の資料をご参照ください。

以上

有限会社トーマーロジスティック サステナビリティ経営方針

当社は、取引先、社員、地域社会といったステークホルダーと協調しながら、環境保護や社会課題の解決を通じた持続可能な社会の実現に貢献します。



経営理念

【使命】

安心・確実・ジャストインタイムで商品を届けることを通じ、社会課題の解決に貢献します。

【ありたい姿】

全社員一丸となってお客様の多様化するニーズに応えることで、地域社会の発展に貢献します。

【行動指針】

- 健全な倫理感と誠実さを持ってお客様に接します。
- 「プロ」としての自覚・危機意識を持ち事故の防止に努めます。

マテリアリティ

取組方針

数値目標

1. 環境負荷低減

事業活動のあらゆる領域で環境負荷低減に取り組むことで、脱炭素社会の形成に貢献します。

- 2030年までにハイブリッド車を2台導入。
- 2027年までに「群馬県環境GS(ぐんまスタンダード)認定」を取得。

2. ダイバーシティ経営の推進

年齢や性別に関わらず多様な人材が活躍できる職場環境を整備します。

- 2030年までに女性社員を3名増加。
- 2030年までに女性管理職を3名増加。

3. 健康経営の推進

社員一人ひとりが健康でいきいきと働ける職場環境を整備します。

2025年までに健康経営優良法人認定を取得。

4. 働き方改革の推進

ITを活用した業務効率化等を通じ働き方改革を推進します。

2025年までに全営業所でオンライン点呼を導入。

5. サプライチェーン管理の強化

事業パートナーと連携し、人権への配慮や倫理面での適切な対応を行います。

2025年までに「サステナビリティガイドライン」を策定し運用を開始。

創出する社会・経済価値

人間



豊かさ



地球



平和



パートナーシップ



サステナビリティガイドライン

有限会社 トーモーロジスティック

サステナビリティガイドライン

1. はじめに

気候変動等の環境問題の深刻化、格差や貧困の拡大、感染症の拡大、紛争の勃発等、世界は難題に直面しており、企業を取り巻く環境も急速に変化、多様化、複雑化しています。

当社は、社会への貢献を目指し、お客様に満足いただけるサービスを提供するため、その安全性、品質等を追求してまいりました。また、企業には「持続可能（サステナビリティ）な社会の実現」に貢献する社会的責任があると認識し、環境負荷低減、人権尊重等に取り組んでおります。

近年、SDGsへの関心の高まりなど、社会課題の解決に向けた企業への期待も高まっております。そのため、本ガイドラインにより、ビジネスパートナーであるお取引先様と「持続可能な社会の実現」に関する認識を共有し、共に社会から期待される役割を果たしてまいりたいと考えております。

2. 本ガイドラインの目的

当社は、前述のとおり、社会へ貢献するためお客様に満足いただけるサービスを提供しておりますが、これは「社会に対して良い影響を及ぼすこと」を目指しているものです。

しかしながら、一般的に企業活動は社会や環境に多様な影響を及ぼす可能性があると考えられております。また、企業には「持続可能な社会の実現」に貢献する責任があると考えております。

この度、当社ではその貢献のために必要な事項を検討し、明文化することに取り組み、その一環として本ガイドラインを策定いたしました。その際、ISO26000（社会的責任に関する手引）を参考にし、従来は常識で当然のことと考えていた「差別の禁止」や「汚職・贈収賄の禁止」などについても、透明性や説明責任の観点から明文化することといたしました。

本ガイドラインにより、当社の全役職員はもちろんのこと、ビジネスパートナーであるお取引先様とも「持続可能な社会の実現」に対する認識を共有し、共に貢献してまいりたいと考えております。

お取引先の皆様におかれましては、本ガイドライン策定の趣旨をご理解いただき、本ガイドラインに基づく取り組みを推進していただきますとともに、皆様のお取引先へも取り組みを要請していただきますようお願いいたします。

3. サプライヤー行動規範

(1) 人権・労働

1) 差別の禁止

人権を尊重し、人種、国籍、性別、年齢、出身地、宗教、障がいなどを理由とした採用、昇進、賃金、教育訓練などの雇用に関する差別をしない。

2) ハラスメントの禁止

事業活動のあらゆる場面で、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメントを禁止する。

また、ハラスメントに関する相談体制を整備する。

3) 児童労働の禁止

法令で禁止されている児童の労働を禁止する。

4) 強制労働の禁止

暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由に拘束する手段によって、社員等の意思に反して労働を強制しない。

5) 適正な賃金

最低賃金等、賃金、福利厚生に関する法令を遵守する。

6) 適正な労働時間

労働時間、休憩、休日、年次有給休暇の付与等に関する法令を遵守する。

また、年次有給休暇の取得促進に取り組む。

7) 労働安全衛生の確保

労働安全衛生に関する法令を遵守するとともに、安全で健康的な職場環境の整備に取り組む。

また、事故の未然防止、精神面も含めた疾病の予防等に取り組む。

8) 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

雇用形態にかかわらず、同一労働同一賃金等の原則に沿って対応する。

9) 団体交渉の権利の尊重

社員が労働組合を結成する権利（団結権）、使用者（会社）と団体交渉する権利（団体交渉権）、要求実現のために団体で行動する権利（団体行動権（争議権））を尊重する。

(2) 環境

1) 廃棄物の管理

廃棄物に関する法令を遵守し、適正に処理する。

また、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組む。

2) エネルギー利用の効率化

エネルギー利用の効率化（省エネルギー）に取り組む。

3) 大気、水、土壌等の汚染防止等

大気、水、土壌等の汚染防止に関する法令を遵守し、汚染防止に取り組む。

また、自社の周囲の生活環境を保全するため、騒音規制、振動規制に関する法令を遵守し、その低減に取り組む。

4) 環境マネジメント

環境に関する法令を遵守するとともに、環境を保全する管理体制を整備する。

(3) 公正な事業慣行

1) 汚職・贈収賄等の防止

汚職・贈収賄を禁止する。

また、反社会的勢力との関係を遮断する。

2) 不正な競争・取引等の禁止

不正な競争・取引、記録等の偽造・改ざん・隠ぺい等を禁止する。

3) 個人情報の保護

個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱う。

(4) サービス

1) サービスの安全性の確保

適用される法令を遵守するとともにサービスの安全性を確保する仕組みを構築し、運用する。

2) 品質の保証

サービスの品質を保証する仕組みを構築し、運用する。

また、不具合発生時の対応、原因究明、被害の拡大防止、再発防止等に関する手順、体制を整備する。

(5) 組織体制

1) 法令の遵守

法令遵守の考えを社内に徹底する。

確実に法令を遵守するよう、体制・仕組みを整備する。

2) 事業の継続

事故や災害、感染症などの発生時における BCP（事業継続計画）を策定する。

4. お取引先の皆様へ

当社は、本ガイドラインにより、ビジネスパートナーであるお取引先様とサステナビリティに関する認識を共有し、共に社会から期待される役割を果たしてまいりたいと考えております。

(1) ガイドラインの遵守

お取引先の皆様と締結しております契約書と併せ、本ガイドラインの遵守をお願いします。

(2) 体制の整備

本ガイドラインを遵守し、取り組みを推進するため、社内体制を整備し、運用していただくことをお願いします。

また、内部監査等により、法令違反、本ガイドライン違反の防止をお願いします。

(3) サプライチェーンへの周知徹底

お取引先の皆様の調達先、サプライチェーン全体にも、本ガイドラインの周知徹底をお願いします。

(4) ガイドラインの合意確認

お取引先の皆様が本ガイドラインを理解し、同意したことの確認として、「サプライヤー合意確認書」の提出をお願いします場合があります。

(5) 遵守状況の確認

お取引先の皆様に、本ガイドラインを遵守していただいていることを確認させていただくため、必要に応じて関係帳票類等の提出、事務所、工場等の現地調査をお願いします場合があります。

5. お問い合わせ先

本ガイドラインに関するお問い合わせは下記までお願いします。

お問い合わせ先 有限会社 トーモーロジスティック
代表取締役社長 遠坂 憲彦
電話番号 0270-76-5678